

(付注)

1

1

1 1

1

1

1

1

1

1

目次

第1章 公益法人制度の概要

第1節 公益法人の定義

公益法人 定義
社団法人 財団法人
広義 公益法人等
広義 公益法人
中間的 団体
特殊法人等

第2節 公益法人に関する法制度

公益法人 設立
公益法人 組織
理事
監事
社員総会等
定款 変更等
公益法人 登記
公益法人 能力
公益法人 解散

第3節 公益法人に対する指導監督等に関する制度

主務官庁制
都道府県知事等 事務 処理等
公益法人 所管官庁
統一的 指導監督等 行 仕組
統一的 指導監督等 推進体制
統一的 指導監督等 基準
公益法人 会計処理
公益法人会計基準 決定
公益法人会計基準 概要
公益法人会計基準 適用
公認会計士 税理士 関与状況

第4節 公益法人に関する税制

公益法人 関 税制
国税
法人税

公益法人	収支計算書	提出
	所得税	
	消費税	
	他	
地方税		
	住民税	
	事業税	
	地方消費税	
	不動産取得税	固定資産税及 都市計画税
	他	
公益法人	対	寄付 関 税制

公益法人コラム① 財団法人 アイヌ民族博物館・財団法人 アイヌ無形文化伝承保存会

第2章 公益法人の現況

第1節 基礎的事項

公益法人	数
公益法人	数 推
	別法人数
新設	法人数
解散	法人数
設立	別法人数
主務官庁	別法人数
設立目的	別法人数
事業	類別法人数
社団法人	民法 社員
財団法人	基本財産
	助会員等

第2節 個別事項の分析

役員	状況
理事	
	理事
公務員	出 理事
所管官庁	出 理事
一 族	業関係 理事
一 業	関係 理事
監事	
外部	監事
現 公務員	理事 監事
現 議員	理事

役員 間
 員
 議員
 財務 会計 状況
 間収
 間支出
 指導監督基準 収益事業
 法人税法 収益事業
 資産

財産
 財産増
 内部 保 状況
 他
 保 状況
 公開 状況
 所管官庁 書類提出状況
 立 実施状況

公益法人コラム② 財団法人 日本きのこ研究所

第3章 公益法人と行政とのかかわり

第1節 行政委託型法人等の状況

行政委託型法人等 定義
 行政委託型法人等 数
 行政委託型法人等 行 事務 事業 内容
 制度 次
 指定 項数 法令等 別
 都道府県 委託 推 等 行政委託型法人等

第2節 公益法人に対する補助金・委託費等

国所管 公益法人 対 補助金 委託費等
 都道府県所管 公益法人 対 補助金 委託費等

第3節 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の推進状況

実施計画 策定 経緯
 行政改革大綱 概要
 実施計画 策定 経緯
 実施計画 推進状況 概要
 実施計画
 推進状況 概要

委託等 係 事務 事業 改革
 定等
 資 付与等
 登 他 事務 事業
 推 等 係 事務 事業 改革
 能 等
 制度 仕組 一部 組 推 等
 補助金等
 第 分 型補助金等
 補助金 存型公益法人
 役員 対 助
 国 関与等 化 理化 措置
 化 理化 策定
 等 委託 推 等 関 事項
 補助金等 交付等 関 事項

第4節 「公務員制度改革大綱」に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況
 経緯

公務員制度改革大綱 基 措置 推進状況
 公務員 役員 状況等 関 開
 役員 金 公開
 役員 金 水準及 在 関 措置 状況

第5節 「公益法人の設立許可について」の実施状況

公益法人コラム③ 財団法人 たんぽぽの家

第4章 公益法人制度の抜本的改革等の動向

第1節 公益法人制度の抜本的改革

公益法人制度 抜本的改革 経緯
 公益法人制度 抜本的改革 係 等
 公益法人制度 抜本的改革 体化 向
 基本方 改革 基本的 組 体化 向
 公益法人制度改革 基本的 組
 改革 方向
 一 的 非営利法人制度
 公益 非営利法人 仕組
 新制度 行 係 措置 等

第2節 公益法人に関する施策の動向

公益法人会計基準
 公益法人 指導監督及 実等

公益法人 指導監督体制 実等	
公益法人	
公益法人 指導監督等 関 研 会等 実施	
営利法人等 関 指	
法人及 所管不 法人 理 関 取組	
法人及 所管不 法人	
法人 理 関 統一的基準 策定等	
所管不 法人 及 理 取組	
公益法人 的 的 事業 営 在 方等 関 研究会	
公益法人 对 行政 関与 在 方 改革	
公務員制度改革大綱 基 措置	
行政改革 方 基 国家公務員出 公益法人役員	
係 措置	

公益法人コラム④ 財団法人 阿蘇グリーンストック

第5章 公益信託制度について

第1節 公益信託制度の概要

公益信託 定義
公益信託 特
公益信託 仕組
公益信託 对 統一的 指導監督等 基準
公益信託 営
公益信託 税制

第2節 公益信託の現況等

信託数及 信託財産
信託目的別信託数
主務官庁別信託数
益行 状況
展

公益信託コラム 公益信託の新たな展開

参考 諸外国における非営利団体制度の概要

付属資料

図表目次

〔第1章〕

表	法人 分類
表	都道府県知事等 事務 処理等
表	公益法人 所管官庁
図	公益法人 対 指導監督等 仕組
表	会計基準 適用状況別法人数
表	公認会計士 税理士 関与状況別法人数
表	非営利法人等 主 課税 取扱 国税
表	公益法人等 法人税 課税状況
表	非営利法人等 主 課税 取扱 地方税
表	特定公益増進法人数

〔第2章〕

図	公益法人数
図	所管類型別法人数
表	所管官庁別法人数
図	法人数 推
表	別法人数
表	新設法人数
表	解散法人数
図	設立 別法人数及 社団 財団
表	主務官庁 府省 別 法人数
図表	設立目的別法人数
図表	事業 類別法人数
図表	社員 別法人数
図表	基本財産 別法人数
表	助会員等 別法人数
表	理事 別法人数
表	理事 別法人数
図表	公務員出 理事 法人数等 推
図表	所管官庁出 理事 法人数等 推
図表	所管官庁出 理事数 分 法人数 推
表	一 族理事 状況別法人数及 一特定 業関係 理事 状況別法人数
表	一業 関係 理事 状況別法人数
表	監事 別法人数
表	外部監事導 無別法人数

表	現 公務員理事 監事 法人数及 人数
表	現 国会 都道府県議会議員理事 法人数及 人数
表	役員 間 別法人数
図表	役員 間 法人数 推
表	所管官庁出 役員 法人 役員 間
表	別法人数
表	員 別法人数
表	議員 別法人数
表	財団法人 議員 所管官庁出 別法人数
表	議員数 理事数 関係
表	間収 別法人数
図表	間収
表	間支出 別法人数
図表	間支出
表	公益法人本 事業費 別法人数
表	管理費 別法人数
表	指導監督基準 収益事業収 別法人数及 収益事業費 別法人数
表	指導監督基準 収益事業費 総支出 別法人数
表	法人税法 収益事業 出 別法人数
表	法人税法 収益事業 類別法人数
表	資産 別法人数
表	別法人数
表	財産 別法人数
表	財産増 別法人数
表	内部 保 別法人数
表	内部 保 水準別法人数
表	保 状況別法人数
表	保 会社数別法人数
表	保 会社数別法人数
表	数 保 会社数別法人数
表	公開 状況
表	開設及 項目別 状況
表	所管官庁 書類提出状況
表	立 実施状況
表	度 国所管公益法人 対 立 実施状況

〔第3章〕

図	公益法人 行政 状況
表	国所管 行政委託型法人等 数
表	行政委託型法人等 実施 事務 事業

図	行政委託型法人等 対	次別指定 項施行数	
表	府省別行政委託型法人等	委託 推 等 係 指定 項数	
表	委託 推 等	行政委託型法人等 指定 係	法令等 別
表	都道府県 指定	都道府県所管行政委託型法人等 数	
表	府省	国所管公益法人 対 補助金 委託費等 状況	
表	都道府県	所管公益法人 対 補助金 委託費等 状況	
図	実施計画		
表	実施計画 推進状況	委託 推 等	
表	実施計画 推進状況	補助金等	
表	化 理化	進 状況 委託 推 等	
表	化 理化	進 状況 補助金等	
図	役員	間	別
図	役員		支 金
表	別		
表	公益法人 設立許可	実施状況	

〔第4章〕

図	公益法人改革 動		
図	公益法人制度 抜本的改革		
図	新 公益法人会計基準		
図表	外部監	公認会計士等	監 法人数 推
図	公益法人		
表	公益法人関係研 会等一		
図表	法人数 推		
図	所管不 法人数 推	国 都道府県所管 計	
図表	所管不 法人	理等 状況	
表	公益法人		

〔第5章〕

図	公益信託 営		
図表	信託財産	別信託数	
図表	信託目的別信託数		
表	主務官庁別信託数		
図表	益行 状況別信託数	計	

第1章

公益法人制度の概要

第1節 公益法人の定義

1. 公益法人の定義

2. 社団法人と財団法人

3. 広義の公益法人等

(広義の公益法人)

公益 目的 法人 一 類型 用 人

一 的 公益法人 民法第 定 基 設立 社団法人及 財団法人 指
 公益 目的 法人 一 類型 用 人 他 特別法 基 設立 法人 公益法
 人 広義 公益法人 次 内 法

学 法人 立学 法 法 第
 社会 法人 社会 法 法 第
 教法人 教法人法 法 第
 法人 法 法 第
 更生保 法人 更生保 事業法 法 第
 特定非営利活動法人 特定非営利活動 進法 法 第
 特定非営利活動法人 法人 活動 市民 行
 社会 活動 特定非営利活動 行 主 目的 特定非営利活動 進法 基 一
 定 要 設立 法人 特定非営利活動 法 別表 活動 保
 活動 活動 不特定 数 利益 増進 寄与
 目的 法 特定非営利活動 分 化社
 会 展 図 活動 科学 図 活動 分 等 改 行
 法人 設立 認可主義 認 主義 民法第 定
 基 公益法人 設立 許可主義 主務官庁
 民法第 定 基 設立 許可 公益法人 主務官庁 所
 事務 関連 目的 設立 許可 行 他 広義 公益法人 特定
 目的等 認可等 府省 府省 限

(中間的な団体)

公益 営利 目的 中間的 団体 法人 取得 可能 一 的 法 中
 間法人法 法 第 制定 日 施行
 特別法 定 基 中間的 団体 労働組 法 法 第
 基 労働組 信用金 法 法 第 基 信用金 組
 法 基 組 済組 法 基 済組

(特殊法人等)

公益法人 在 方 行政改革 特殊法人等 議
 特殊法人 認可法人及 立行政法人 理 次
 特殊法人 法 設立 法人 特別 法 特別 設立行 政府
 設立委員 行 設立 関 行 設立 法人 法
 法 基 法人 公益法人 設立
 認可法人 特別 法 基 民間 限定数設立 法人
 立行政法人 国民生活及 社会経済 安定等 公 地 実 実施
 要 事務及 事業 国 主体 実施 要
 民間 主体 実施 一 主体
 行 要 的 的 行 目的 立行政法人
 通 法 法 第 及 個別法 立行政法人 目的 業務 等

表1-1-1 法人の分類

		非 營 利		營 利	
		公 益 法 人		公 業	
公 益	社団法人	民法	会社法	個別事業法	
	財団法人	民法	会社法	個別事業法	
公 益	学 法人	立学 法	道会社	法	個別事業法
	社会 法人	社会 法			
公 益	教法人	教法人法			
	法人	法			
公 益	更生保 法人	更生保 事業法			
	特定非営利活動法人	特定非営利活動 進法			
益公非	中 間 的 団 体			營 利 業	
益公非	中間法人	中間法人法	会社 法		
	労働組	労働組 法	会社 法		
	信用金	信用金 法	資会社 法		
	組	組 法	限会社 限会社法		
	済組	済組 法	会社 保 業法		

内 法人 設立 等 法

第2節 公益法人に関する法制度

第 節 公益法人 民法 定 基 設立等 民法
 公益法人 関 次 定

1. 公益法人の設立

公益法人 主務官庁 許可 立 民法第 特 記
 民法 項 指 社団法人 設立 設立 設立 社員及 理事 定款 定
 第 財団法人 設立 設立 一定 財産 出 理
 事及 寄 行 定 第 中 社団法人 財団法人
 社団法人 財団法人 団体 第
 認 文 用 第

2. 公益法人の組織

公益法人 関 民法 定 理事 監事及 社団法人 社員総会
 (理事)
 理事 対外的 公益法人 表 第 対内的 法人 事務処理 関
 公益法人 理事 置 第 第 項 理事 及 解 関 事
 項 定款 寄 行 定 第 第 第

理事 団法人 第	表権 総会決議 対	行 第	定款 第	定 第	寄行 第	理事 第	表権 第	制限 第	社 第		
(監事)	監事 項	理事 定款	事務 寄行	行 総会決議	監督 定	目的 第	関 第	監事 第	及解 第	関 第	事 第
(社員総会等)	社員総会 開 第	社団法人 第	事務方 第	決定 第	関 第	通 第	総会 第	開 第	参 第		
社団法人 款	社員 定	総会 第	等 第	表決権 第	第	第	項 第	社員 第	資 第	得 第	定 第
	社団法人	営利	目的	第	社員	利益	分	関	権利		

3. 定款の変更等

社団法人 主務官庁 一方	定款 認可	総社員 要	分 変更	定款 第	別 第	定 第	及 第
財団法人 寄行 設立	財団法人 寄行	設立	変更方法 第	寄行 第	寄行 第	寄行 第	変更 第
所定 法第	所定 第	事務所 第	理事 第	方法 第	定 第	所管 第	一定 第
		参					非事 法

4. 公益法人の登記

公益法人 要 対	取 第	安 第	地 第	存在及 解散 第	組織等 第	公 第	要 第	登記 第	対 第
	第	第	項及	第	第	第	第	第	第

5. 公益法人の能力

公益法人 義務	法令 第	定 第	定款 第	寄行 第	定 第	目的 第	内 第	権利 第
	法人 第	理事 第	務行 第	他人 第	与 第	法人 第		
	理事 社員	法人 理事及	目的 行	外行 理事等	他人 連	事項 第	議決 第	第

6. 公益法人の解散

公益法人 次	事 第	生 第	解散 第	第	第	項 第
-----------	--------	--------	---------	---	---	--------

7 7 7 7 7

第3節 公益法人に対する指導監督等に関する制度

1. 主務官庁制

民法 公益法人 設立許可及 指導監督 関 権限 主務官庁 与
 定 第 及 第 主務官庁 内閣 行政事務 分 管理 大 長
 内閣府及 省 指 内閣府 外局 置 国務大 長 大 庁
 主務官庁 公益法人 目的 事業 関連 事務所 中
 官庁 公益法人 指導監督等 行
 目的 事業 数 主務官庁 所 関連 公益法人 主務官庁
 管官庁 指導監督等 行

2. 都道府県知事等による事務の処理等

公益法人 対 指導監督等 関 主務官庁 権限 政令 定 国
 所属 行政庁 委 都道府県 知事 他 行 関 権限 属 事務 処理
 民法 定 第 及 第 第
 定 基 公益法人 係 主務官庁 権限 属 事務 処理等 関 政令 政令第
 制定 公益法人 行 事業 一 都道府県 内 限 一 地方
 支分部局 管 内 限 公益法人 係 主務官庁 権限 属 事務 特定
 都道府県知事等 事務 処理 地方支分部局 長 委
 本政令 定 主務官庁 権限 属 事務 処理等 状況 表

3. 公益法人の所管官庁

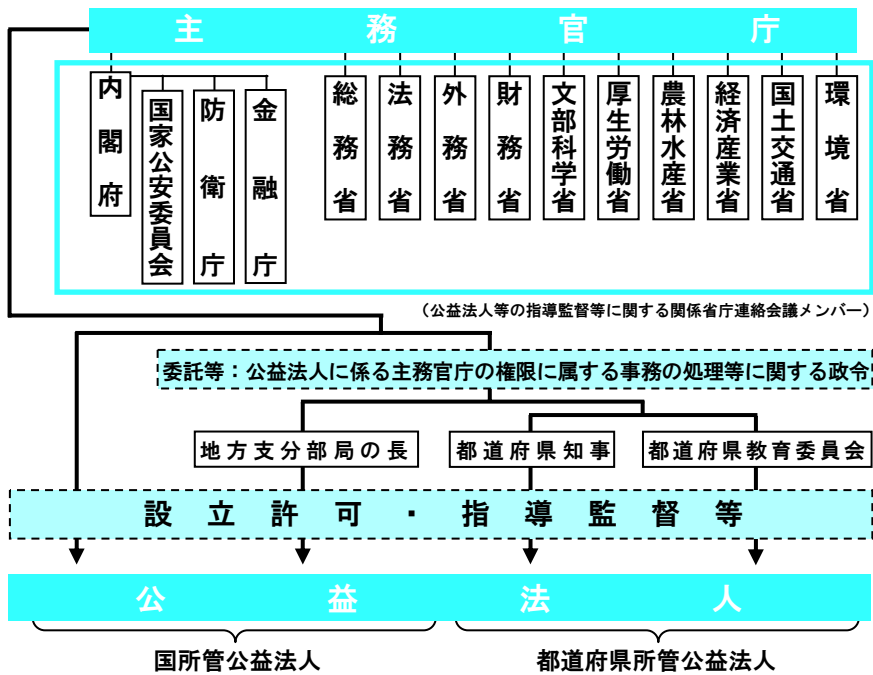
公益法人	指導監督等	係	事務	実施	官庁	民法	定	主務官庁	府
省	主務官庁	権限	属	事務	処理			都道府県知事	
官庁	民法	主務官庁	別	指導監督基準等				所管官庁	
所管官庁	数	表							

表1-3-2 公益法人の所管官庁

	内閣府及省	内閣府外局 大庁等	地方支分部局長						都道府県知事	都道府県教育委員会
			内閣府	総務省	法務省	財務省	厚生労働省	国土交通省		
所管官庁数										

指導監督 仕組み 図

図1-3-3 公益法人に対する指導監督等の仕組み



4. 統一的な指導監督等を行うための仕組み

(統一的な指導監督等の推進体制)

公益法人	設立許可及	指導監督	主務官庁及	権限	属	事務	処理
都道府県知事等	数	所管官庁	行			所管官庁	行
事務	統一	保	要				
			公益法人監督事務連絡	議会			日 府省庁文書
課長会議決定	省庁課長		公益法人指導監督連絡会議				日事務次官
等会議	省庁局長		設置	連絡会議等		統一的	指導監督等
行	要	連絡	統一的基準	策定等	行	事務	
	内閣総理大	官	管理	中	行		日 中 省

庁 公益法人 監督 関 関係行政 関 事務 総務省 所 事務 総務省
 設置法 法 第 定 総務省大 官 管理

現在 省庁官 長 公益法人等 指導監督等 関 関係省庁連絡会議
 日関係省庁 省庁官 長 開 等 公益法人 対
 指導監督 一 適 化 公益法人 行政 行的行 等 実施 化等 府省 統一的
 力 推進 体制 連絡会議 事会 置 要 動的
 公益法人等 指導監督等 関 関係省庁連絡会議 資料
 的 実施 記 連絡会議 設立 公益法人等 指導監督等 関 関係閣 会議
 日閣議 解 日 閣議 解

(統一的な指導監督等の基準)
 公益法人 設立許可及 指導監督事務 省庁 課長
 局長 連絡会議等 決定 公益法人設立許可 基準等 関
 日公益法人監督事務連絡 議会 公益法人 営 関 指導監督基準
 日公益法人指導監督連絡会議決定 等 基準 用 関
 指 等 所管官庁 統一的 取組 行
 公益法人 設立許可 日公益法人等指導監督連絡会議決定
 官主導 公益法人 設立 制等 図 資料
 公益法人 営 係 公益法人 行政 関係 係 指
 公益法人及 所管官庁 対
 中 与 行政改革 公益法人 営等 関 提
 取 政府 提出 公益法人 対 指導監督 一
 適 化 公益法人 行政 行的行 等 化等 府省庁 統一的 力 推進
 日 公益法人等 指導監督等 関 関係閣 会議 開 閣議 解
 日 基準等 理 化 新 基準 公益法人 設立許
 可及 指導監督基準 及 公益法人 対 等 委託等 関 基準 閣議決定 資料
 日 指導監督基準 用 体的 統一的 指
 公益法人 設立許可及 指導監督基準 用指 公益法人等 指導監督等 関 関係閣 会議
 事会 行 資料
 日 指導監督基準改 閣議決定 行 公益法人 内部 保
 保 及 公開 関 体的基準 定
 所管官庁 基準 用指 等 指導監督等 行

5. 公益法人の会計処理

(公益法人会計基準の決定)

公益法人会計基準 公益法人 営 資 目的 公益法人 会計
 基準 定 公益法人監督事務連絡 議会 決定
 日 適用
 基準 用 議会 役 公益法人指導
 監督連絡会議 基準 改 現行 公益法人会計基準 決定 資料

1 1 1

1

17

(公益法人会計基準の概要)

業 用	公益法人	非営利	公益	目的	法人	会計基準	営利	目的
	業 用	業 用						
現行	公益法人会計基準							
	定款	寄 行	定	目的	内	立	事業計画	算
		収 及	支出	収支	算書	基	行	
	会計		記		記			
	計算書類	収支計算書		財産増	計算書	対 表及	財産目	会計 基
	収 及	財産	状況 関	実 内容		表		
	会計処理	及		計算書類	表 方法	事業 度		適用
	変更							
一		収支	算書及	計算書類	科目	内容	等	定
	計算書類 関	営利法人		会社	法第		対 表	益計算書及
属 書				対 公益法人	収支計算書		財産増	計算書 対
表及 財産目								

(公益法人会計基準の適用)

公益法人会計基準	公益法人	適用						
学	経営	法人	特別	法令	定 基	事業	行 法人	
	会計 基準	法令 定			法令	所管	官庁	
特別 形	特殊	事業 行	主務官庁	本基準	適用		適	
他 一	公	認	会計 基準					
適用								
公益法人	行 事業	一 公	認	業会計	基準	適用		
理的 事業	適用							
実 会計処理状況	公益法人会計基準	適用	法人					
法人 収益事業	業会計基準	適用	等	公益法人会計基準	一部	適用		
法人	法人	業会計	適用	法人			他人官	
庁会計等他	会計基準	適用		法人			表	

表 1-3-4 会計基準の適用状況別法人数

所 管 官 庁	法 人 数	会計基準 適用状況別法人数			
		公益法人会計基準 適用	公益法人会計基準 一部適用	業会計基準 適用	他
国 所 管	社団				
	財団				
都道府県所管	社団				
	財団				
計					
計					

法人数 管 分 実数

(公認会計士・税理士の関与状況)

公益法人 会計処理 対 公認会計士 税理士 関与状況 関与 法人
 監人 法人 経理業務
 法人 法人 指導 等 法人 公認会計士
 税理士 役員 法人 法人 表

表1-3-5 公認会計士・税理士の関与状況別法人数

所 管 官 庁		法 人 数	公認会計士 税理士 関与状況別法人数			
			関 与	公 認 会 計 士 監	会 計 経 理 業 務	指 導
国 所 管	社 団					
	財 団					
都 道 府 県 所 管	社 団					
	財 団					
計						
計						

法人数 管 分 実数
 数 法人数 内 計 -

第4節 公益法人に関する税制

1. 公益法人に関する税制

公益法人 関 税 法人税 所得税 消費税等 国税及 住民税 事業税 地方消費税
 不動産取得税等 地方税

(1) 国税

(法人税)

民法第 定 基 設立 公益法人 他特別 法 設立 学 法人
 社会 法人等 法人税法 法 第 公益法人等 法人税
 法 収益事業 生 所得 課税 法人税法第 及 第 収益
 事業 係 税 税 通法人 基本税 適用 法第 及
 経済社会 変化等 対 所得税及 法人税 措置 関 法
 法 第 第
 公益法人等 寄付金 金算 限度 収益事業 生 所得 学 法人 社会 法
 人等 収益事業部 非収益事業部
 支出 寄付金 法人税法第 表

表1-4-1 非営利法人等の主な課税の取扱い（国税）

項目	公益法人等	特定非営利活動法人 法人	中間法人	組等	人 社団等
課税対	収益事業 業 所得 限 課税	収益事業 業 所得 限 課税	所得 対 課税	所得 対 課税	収益事業 業 所得 限 課税
法人税		所得	所得		所得
寄付金 法人 寄付 金算 限度	所得金 〔学 法人 社会 法人 更生保 法人 所得 金〕	所得金 〔認定 法人 所得金〕	所得金	資本等 金 得金	所得金 所
寄付金	収益事業部 非収益事業部 資産 寄 付金	〔認定 法人 収益事業部 非収益事業部 資産 寄付金〕			

政府税制 会資料 基 総務省

（公益法人の収支計算書の提出）

公益法人 収益事業 行 定 書 提出 収支計算書
 事業 度 日 日 内 主 事務所 所在地 所 税務 長 提出
 間 収 金 法人 適用 外
 税特別措置法 法 第 第
 公益法人等 法人税 課税状況 表

表1-4-2 公益法人等の法人税の課税状況

分	公益法人等	人 社団等	計
法 人 数			
利益 事業 度数			
所 得 金			
税			

□
□ □

（所得税）

公益法人 支 利 等 一定 非課税 所得税法
 法 第 第

（消費税）

消費税 事業 対 得 行 資産 等 対 課 消費税 的 消費
 定 間 税 公益法人 一 民間 業
 行 課税資産 等 税義務
 消費税 付税 計算 課税 課税 係 税
 課税 要 課税仕 等 係 税 公益法人 一 民
 間 業 収 中 会費 寄付金 補助金等 対 収 特定収

	特定収	課税仕	等 税	仕 税	対
外	消費税法	法 第	第		
(その他)					
税 一定 文書 課税 対	文書	税義務	公益法人	金	
等 取書 営業 関	非課税	他 文書	文書	類	
課税					
登 許税 登記 登 等	課税	税 登記等	税義務		
公益法人 設立 登記	登 許税 課税対		登 許税法		
法 第 別表一					
公益法人 不動産 取得 登記	等 課税		次 不動産 取得 登記		
非課税	法別表				
	設置 営 学		地等 取得 登記		
	住 金融公 等 融資		一 的 所 物 土地 取得 登記		
(2) 地方税					
(住民税)					
法人 住民税 道府県民税及 市 民税	等 法人税		等		
法人 所得 無 所得金	一定 税 付		法人税 法人税		
個別 属法人税 課税 準 税 計算	地方税法		法 第		
第 及 第					
公益法人 対 道府県民税及 市 民税	課税		収益事業 行 法		
人 法人税 課税	等 課税				
	法第 第 項第 及 第 第 項第 定		公益法人 対		
法人 収益事業 行 外 道府県民税及 市 民税			法人税 等		
非課税					
法人 道府県民税及 法人 市 民税 税 表			法第 第		
第 及 第					
公益法人 行等 支 利 等	道府県民税利		道府県民税 支		
利 等 課 特別 収			非課税		
法第 第 項 表					
(事業税)					
法人 事業税 法人 行 事業 対 付	資本 所得		特定信託所得 及		
収 事務所 事業所所在 道府県	法人 課 税		地方税法		
第					
公益法人 事業 所得 収 金 収益事業 係 外 対			事業税 非課税		
	法第				
	事業 対 事業税 非課税		法第		
林業					
物 事業					
法人 事業税 税 表			法第		

表1-4-3 非営利法人等の主な課税の取扱い（地方税）

項目		公益法人等 地方税法 人	公益法人等 地方税法 定 法人外 公益法人等	特定非営利活 動法人 法	人 社団等	中 間 法 人	組 等
法人住民税	等	行 非課税	行 都道府県	行 市		都道府県 市	都道府県 市
	課税対	行 非課税	行 都道府県 市	行 市		法人税	法人税
	準税	行 非課税	行 都道府県 市	行 市		都道府県 市	都道府県 市
法人事業税	課税対	行 非課税	行 都道府県 市	行 市		所得対課税	所得対課税
	準税	所得	所得	所得		所得	所得

（地方消費税）

地方消費税 消費税 事業 対 得 行 資 産 等 対 課 間 税
公益法人 取扱 消費税

（不動産取得税、固定資産税及び都市計画税）

不動産取得税 不動産 取得 対 不動産所在 道府県 取得 課 固定
資産税 土地 家 及 資産 所 対 資産所在 市 課 税
都市計画税 市 都市計画法 定 都市計画 市 化 内 所
在 土地及 家 対 課 税
不動産取得税 固定資産税及 都市計画税 扱 公益法人 設置
図書館 博物館 研究施設等 用 不動産等 非課税 地方
税法第 第 第 項及 第 第 項

（その他）

特別土地保 税 土地 取得 対 土地 所 取得 土地 所在市
課 税 特別土地保 税 固定資産税及 不動産取得税 非課税 土地
非課税 地方税法第 第 項第 及 法 第
度 分 間 新 課税 実施
事業所税 指定都市等 都市環境 及 改 関 事業 要 費用
目的税 事業所税 公益法人 収益事業 外 事業 対 非課税
法第 第 項

2. 公益法人に対する寄付に関する税制

公益法人 対 寄付金 次 寄付金 等 措置 対
指定寄付金

公益法人 教育 科学 文化 向 社会 他公益 増
 寄与 支出 要 実 寄付金 財
 務大 指定 所得税法第 第 項第 及 法人税法第 第 項第
 特定公益増進法人 对 寄付金
 公益法人 教育 科学 文化 向 社会 他公益 増進
 寄与 営組織及 經理 適 認 等 主務大
 認定 認定 日 日 経 認定可
 能 对 法人 主 目的 業務 関連 寄付金 所得税法第 第 項第
 及 法人税法第 第 項第
 日現在 特定公益増進法人 民法第 法人 限
 数 表

表1-4-4 特定公益増進法人数

法人類型	法人数
立行政法人	
特殊法人等	
公益法人	
学 法 人	
社会 法人	
更生保 法人	
計	

特定公益増進法人一
日現在

財務省主税局 基 法人数

社会 法人

日現在 他 法人

COLUMN

財団法人アイヌ民族博物館・ 財団法人アイヌ無形文化伝承保存会

公益法人と文化の伝承保存

<財団法人アイヌ民族博物館>

●設立の経緯

財団法人 アイヌ民族博物館 所在地 道 民族 住地 知
 中 道 立 人 目 状況 大
 形 間数 人 現
 道 環境 化 生地 中
 在 業 社 業 設立
 地 会社 業 人 文化
 行 公益的事業 長 的 学 文化
 寄与 保存 行 会社 展的 解散 文化 伝承
 財団 設立 道教育委員会所管 財団法人 民族文化伝承保存 変更
 民族博物館 民族博物館



財団法人 民族文化伝承保存 変更
民族博物館

●活動内容

財団 民族 関 形 無形 資料 展 保存 研究 教育
 及事業 総 的 扱 社会教育施設 人 利用 学 及 文化 進展 寄与
 目的 都市公 地 広大 土地
 人 物 住家 料 文化 解 内
 公開 日行 博物館 開館 学 員
 民族博物館 国内 数 資料 収 住 信 文化 伝
 研究員 研究 通 住 信 文化 伝
 能 分 間 人
 伝 実施 伝統 織
 文 実施 公開 文 体
 民族 実 事業 承文 信 生活 等
 文化 行 財団 文化 及事業 会 文化教 体 学 開
 取 行 数 度 財団設立 間
 財団施設 度 度 人 記 人
 人 度 推 度 財団設立 間
 次第 度 度 人 記 人
 文化交 目的 学 行生 団体学生 増 向
 中 外国 国的 目 数 増 向
 数 増 向



承保存事業



民族博物館

<財団法人アイヌ無形文化伝承保存会>

●設立の経緯

財団法人 無形文化伝承保存会 文化 記 保存 目的 活動 開
 文化伝承保存会 団体
 形文化 博物館等 収 保存
 生活 無形 文化 記 保存 状況 特 文
 日 生活 消 中 関係 間
 無形 文化 記 保存 承 取 組 課
 保存会 無形文化 伝承保存 長 的 安定的 行
 財団法人化 目指 道教育委員会 財団法人 無形文化伝
 承保存会 設立 認可

●活動内容

財団 無形文化 伝承保存 目的 公益法人 的存在
 設立 文化 要 記 保存 的 取組 行
 文化伝承記 画 本 化 文化伝承記 画
 大 一 向 文化 学 国的 公的 関 教育委員会 等学
 等 体 教育 関主 研 会 資料
 学 行 事 学 用資料 学 教育 教 広 活用
 資料 人 無形 文化的の所産 記 数
 財団 画 課 公開
 化 活用 民族 伝統文化 地 的 特 記 保存
 他 財団 取 住 生産生業 信 民 文化財 関 実施 金
 文化 伝承 人 住 事業 取 組 民族 書 伝
 資料 理 大 承文 事業 取 組 承文 理 事業 行
 生 財団 承 金 理 事業 取 組 承文 理 事業 行
 知 事業 道教育委員会 書 行 道内 中 主
 要 図書館等
 行 人 伝承 物 資料 理 文 化 型 行
 物 書 文 記 日本 物 要 日本 付 文対 方法
 物 保存 物 画 的 方法 民 中 生活
 財団 形及 無形 文化 伝承保存 要 役 日 文化
 伝承保存 要 一 財団 長 的 行
 活動 実 実施 文化 伝承保存 一

<http://www.ainu-museum.or.jp/>
<http://www17.ocn.ne.jp/~aynukor/>